

地方本部を通じて支社に申し入れる！！

2月7日、分会は地方本部を通じて1月25日にA組合員が勤務を外されて不当な事情聴取及び時系列報告書の『改竄』『偽装』を強要された問題で、関西支社に対して申し入れを行いました。この問題を分会情報「雄叫び第116号」で明らかにしているように、藤中事務助役らによる事情聴取の場で、A組合員がスープを飲んだことを「スープを食べた」として、さらには「勤務時間内であることを強調」して「飲食をした」と、時系列報告書に管理者の都合の良いうように『改竄』『偽装』を命じたことに対するものです。

**「私の方からは、何も話すようなことは無い」と、
無責任な発言の柴田助役！！**

1月25日午前5時48分、A組合員が仕業詰所内で机の上の空になったスープの容器をゴミ箱に捨てようとしたところ、仕業詰所に突然入って来た柴田助役に「そーいう事は、止めましょうよ！」と注意を受けたことに対して、B組合員が2月7日に柴田助役に質問をしました。
B組合員「勤務時間中に、水分を補給して良いのですか」
柴田助役「どーぞ、摂ってください」
B組合員「本当に摂って良いのですか。コーヒーでも良いのですか」
柴田助役「どんどん摂ってください」
B組合員「スープも良いのですか」
柴田助役「身体を暖めるためにも、どんどん摂ってください」
B組合員「だったら、Aのスープの事はどうなるのですか。スープはダメなんですよー」
柴田助役「Aさんの話しは、貴方には関係ない。私の方から、何も話すようなことは無いです」
以上の内容でした。

聞くとところによると別の管理者は「Aさんがスープの容器に割り箸（粉末スープをかき混ぜるため）を入れていたからダメなんだ。スプーンだったら良かった」と訳の分からない話しが伝わっています。

今回の一連の管理者対応は、新しい組合員を迎え組織拡大を実現した事に対する報復であり、さらには名古屋車両所分会が長年戦い続けてきた行政訴訟「M」の最高裁判決を間近に控えた現状に対する攻撃であると考えます。

会社はAさん本人に直接謝罪し、全社員に不当な事情聴取及び時系列報告書の『改竄』『偽装』を強要を明らかにするべきである！